室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ		
	令第百十七条第二項第二号に規定する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	令第百二十三条第三項第二号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百二十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置
（略）			
（略）			
（略）			